

一、從來役附職エト一般職エトノ支給率ニ非常ノ懸隔アリ今後
僅少ノ差率ニテ支給サレタキコト

七、一般職エニ對スル歩増ヲ役附職エト同率ニテ支給セラレタキコト

八、今回ノ嘆願ニ對シ職エヲ解職セラレサルコト

以上

右ニ對スル會社ノ陳述 十日三日ノ回

諸君ガ今回御提出ニ付嘆願事項ニツキ會社ハ特ニ重役
會ヲ催シ慎重ニ之ヲ詮議シテ其議決要項ヲ茲ニ記シテ
差上げマス

第一政府テ目下調査シテ居ルハ以テアルカラ夫レガ決メラレ
何處ノ工場デモ一般ニ此工場委員制度が行ハレルノモ遠クハア
ルマヒト思ハレマスカラ夫レ迄此問題ヲ保留シマス

第二